

## 財産一覧表の作成に当たっての注意事項

基準時	分与対象財産確定の基準時は、一般的には別居時になります。別居時以外を基準時とする場合は、自らが主張する基準時と別居時を基準時とした一覧表をそれぞれ作成してください（その場合は、原則として、自らが主張する基準時及び別居時の各時点での評価資料が必要になります。）。
名義	原告名義・被告名義に分けて記載してください。また、相手方名義の財産については、わかる範囲で記載していただければ構いません。
特有財産	項目欄に摘示してください。また、同主張を記載した準備書面を別途提出していただき、備考欄に特有財産の旨と準備書面の該当箇所を付記してください。
共有物件	項目欄に持分割合を記載した上で、持分についての評価額を記載してください。
住宅ローン	不動産との関連を明記してください。
住宅ローン以外の負債	生活費の不足分を補うための借入れや子のための教育ローン等の婚姻生活維持のための債務は項目欄に記載してください。
主張額、証拠の記載	原告は原告主張額欄（及びその右側の証拠欄）、被告は被告主張額欄（及びその右側の証拠欄）に、それぞれ主張する分与対象財産の評価額、証拠番号を記載してください（相手方の主張額欄等の記載はしないでください。）。
預貯金及び負債の評価額	基準時の残高を評価額とするのが一般的です。
不動産、自動車及び株式の評価額	現時点での時価（基準時後に売却した場合は売却価格）を評価額とするのが一般的です。
生命保険の評価額	基準時における解約返戻金額を評価額とするのが一般的です。
退職金の評価額	基準時において自己都合退職したと仮定した場合に支払われる金額に占める全勤務期間に対する同居期間割合によって算出される額を評価額とするのが一般的です（計算式 評価額＝退職金額×（同居期間÷全勤務期間））。
特有財産が混在している場合の評価額	特有財産額を控除した金額を記載し、その旨を備考欄に記載してください。